

幕張テクノガーデンご入居企業様へ

一般廃棄物削減と資源物分別排出のお願い

2011年(H23年)4月1日より事業所から排出される廃棄物に関する条例が大変厳しくなりました。

千葉市クリーンセンター内で行われる搬入物検査で、事業所から排出された廃棄物の中から産業廃棄物や資源物などの混入が発覚した場合、排出事業者に対し千葉市環境局から行政指導、罰則(過料徴収及び事業所名の公表等)が適用されます。

幕張テクノガーデンにご入居されています各企業様から排出される廃棄物は事業系廃棄物になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律と千葉県と千葉市の条例により一般家庭ゴミの分別方法とは若干異なりますので、別紙「事業系廃棄物分別一覧」を参考にして頂き、一般廃棄物の削減と資源物等の分別にご協力をお願い申し上げます。

「事業系廃棄物」は大きく分類して3種類に分けられます。

- ① 資源物・・・リサイクル古紙、ペットボトル、空き缶、空きビンの4種類
※リサイクル古紙は汚れがなくリサイクルできる紙類で新聞、ダンボール、雑紙(ざつがみ)、シュレッダー処理紙等
- ② 一般廃棄物・・・汚れてリサイクルできない紙や生ごみ等
- ③ 産業廃棄物・・・①②以外の廃棄物で、千葉市クリーンセンターに搬入できないもの

●注意 ①資源物と②一般廃棄物は清掃員が回収いたしますが、③産業廃棄物は各事業所様より直接CD棟1F「廃棄物処理センター」に廃棄物処理依頼書を添えて搬入頂きますようお願いいたします。

お問い合わせ 廃棄物処理センター 内線 8470 / 外線 043-296-8470